

環廃産発第1703316号

平成29年3月31日

公益社団法人全日本病院協会会長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

適正処理・不法投棄対策室長



「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、感染性廃棄物の処理につきましては、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき行われているところですが、今般、環境省において別添のとおり同マニュアルの改訂を行いました。改訂の概要については別紙のとおりです。

貴団体におかれましては、改めて本マニュアルを関係者に周知いただくとともに、その内容を踏まえ、引き続き感染性廃棄物の適正処理の確保に努めていただきますようお願いいたします。また、本マニュアルは環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>) に掲載しておりますので、周知等の際に御活用下さい。

感染性廃棄物の適正な処理に向け、今後とも皆様の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。